

指定共同生活援助 まごころ

重 要 事 項 説 明 書

NPO法人 エンジョイライフ

指定共同生活援助 まごころ

重要事項説明書

あなたに対する指定共同生活援助の提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

名称	NPO法人エンジョイライフ
所在地	北海道二海郡八雲町栄町20番地5
電話番号	0137-62-3300
代表者氏名	理事長 千葉 真知子
設立年月	平成27年7月13日

2 利用施設

事業の種類	指定共同生活援助（介護サービス包括型）
事業所の名称	指定共同生活援助 まごころ
事業所の所在地	北海道二海郡八雲町栄町20番地5
連絡先	電話番号 0137-62-3300 ファックス 0137-62-3300
管理者	千葉 真知子
サービス管理責任者	林 貴之
実施地域	八雲町内（熊石地区除く）
主たる対象者	知的障害者・精神障害者（身体障害者については要相談）
定員	7名
開設年月日	平成28年 1月16日
事業所番号	0121501225

3 サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り適正なサービスを提供します。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

当事業所では、北海道条例の定める指定基準を遵守し、以下の施設・設備を設置しています。

(1) 施設

指定共同生活援助 まごころ	所在地	二海郡八雲町栄町20番地5
	構造	木造 2階建
	敷地面積	393, 51 m ²
	延べ床面積	134, 62 m ²
指定共同生活援助 まごころ2	所在地	二海郡八雲町栄町20番地6
	構造	木造 平屋建
	敷地面積	231, 78 m ²
	延べ床面積	72, 71 m ²

(2) 主な設備

設備の種類		部屋数等	備考
指定共同生活援助 まごころ	居室	4室	居室1 (9.21 m ²) 居室2 (12.25 m ²) 居室3 (10.04 m ²) 居室4 (10.08 m ²) 全室個室になります。
	食堂	1室	
	リビング	1室	
	洗面所	1か所	
	トイレ	1か所	
	風呂場	1か所	
指定共同生活援助 まごころ2	居室	3室	居室1 (9.1 m ²) クローゼット無 居室2 (9.1 m ²) クローゼット有 居室3 (9.1 m ²) クローゼット有 全室個室になります。
	リビングダイニング	1室	
	洗面所	1か所	リビングダイニングに設置
	トイレ	1か所	
	風呂場	1か所	

5 サービス提供職員の設置状況

当事業所では、法律の定める指定基準を遵守し、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 職員の配置数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤 換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1				1	
サービス管理責任者	1			1		0.5	
世話人	5		1		4	2.5	利用者数に応じた必要数
生活支援員	6				6	0.3	障害支援区分に応じた必要数
生活支援員	4	2		1	1	3.2	夜間支援従事者

※常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（ 平日 9：00～17：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（ 平日 9：00～17：00）
世話人	正規の勤務時間帯 平日 ①（ 6：00～10：00） ②（14：00～18：30） 土日 ③（ 9：30～13：00） ④（14：00～18：30）
生活支援員	正規の勤務時間帯（ 平日16：00～18：30）
生活支援員 （夜間支援従事者）	正規の勤務時間帯（22：00～ 6：00）
施設職員	必要に応じて配置する場合があります。

6 サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

種類	内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	世話人が栄養の嗜好や糖尿病等の健康状態を考慮して献立を工夫します。
排 泄	排泄に関する援助を行います。
入 浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。
活動支援	地域行事への参加を促進します。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。

健康管理	<p>嘱託医師により、診察日を設けて健康管理に努めます。</p> <p>世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。</p> <p>また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</p> <p>利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。</p>
入院等に関する支援	職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

	金額	備考
家賃	30,000円～32,000円	・補足給付あり ・生活保護受給者の家賃減免あり
食材料費	朝350円・昼500円・夕500円	
光熱水費	利用者数による案分	水道・電気・ガス・灯油
日用品費	利用者数による案分	
レクリエーション費	実費	
合計	75,000円程度	

※サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市（町・村）から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。

（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6 サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目を御参照ください。

(3) 利用料金の御支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、御請求しますので、請求のあつ

た月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア 当事業所窓口での現金支払い

イ 下記指定口座への振込み

北洋銀行 八雲支店 普通預金 0556013

NPO法人エンジョイライフ

指定共同生活援助 まごころ

理事長 千葉 真知子

ウ 金融機関口座からの口座振替

御利用できる金融機関：北洋銀行

8 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：30です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市（町・村）及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者の かかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

12 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

14 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知

徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

15 苦情処理体制

- (1) 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置その他必要な措置を講じます。
- (2) 前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
- (3) 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力致します。
- (6) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	・窓口担当者 [サービス管理責任者] 林 貴之	
	・利用時間 9:00~17:30	
第三者委員	山川 輝昭	住 所 八雲町栄町30 電話番号 0137-62-2086
	森 京子	住 所 八雲町住初町154-2 電話番号 0137-64-2610
八雲町保健福祉課	・所在地: 二海郡八雲町栄町13番地1 ・電話番号: 0137-64-2111 ・F A X: 0137-63-4411	

- (7) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 [サービス管理責任者] 林 貴之	
	・利用時間 9:00~17:30	
	・電話番号 0137-62-3300	

	・ F A X 0 1 3 7 - 6 2 - 3 3 0 0
--	--

16 協力医療機関

医療機関の名称	八雲総合病院
所在地	二海郡八雲町東雲町50番地
電話番号	0137-63-2185

医療機関の名称	茂木歯科医院
所在地	二海郡八雲町末広町39番地3
電話番号	0137-64-3520

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・火災警報器 有 ・誘導灯 有 ・特定小規模施設用自動火災報知設備 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・消火器 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日： 平成29年 4月26日 防火管理者 : 林 貴之

18 当事業所御利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所の設備、器具は本来の用法にしたがって御利用ください。これに反した御利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	指定場所での喫煙をお願いします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

19 第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

指定共同生活援助の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 指定共同生活援助 まごころ

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から指定共同生活援助の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 :

氏 名 :

印

身元引受人

住 所 :

氏 名 :

印

事業者

住 所 : 二海郡八雲町栄町 20 番地 5

氏 名 : NPO 法人エンジョイライフ

理事長 千葉 真知子 印